愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

資料９

１　概要

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和２年３月に愛知県外来医療計画（以下：計画という。）を策定し、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療に係る取り組みを推進しております。
計画では、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとなりました。
この取り組みにより、医療機関が対象医療機器を新たに設置する場合、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。
なお、令和８年２月１日から令和８年８月３１日までの期間に２医療機関から共同利用計画の提出がありました。
※本取り扱いは、令和４年９月に開催しました令和４年度 第１回 東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会にて事業説明を行ったのち、開始しています。

＜対象医療機器＞
ＣＴ、ＭＲＩ、ＰＥＴ、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィー

＜対象者＞
上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

２　共同利用計画の提出があった医療機関

医療機関名	所在地	対象医療機器	共同利用	共同利用の方法	共同利用を行わない理由
渥美病院	田原市	ＭＲＩ （１．５テスラ以上３テスラ未満）	行わない		「委託検査依頼票」で近隣のクリニック等から依頼を受けて検査を実施しているため
豊橋元町病院	豊橋市	マンモグラフィ	行わない		当院を受診される患者の診療を優先したいため。 また、現在、共同利用を希望する医療機関がないため。